

新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 新宿区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）に基づき、新宿区高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 計画の進行管理に関する意見を述べること。
- 二 計画の見直しに関しての検討及びその結果を区長へ報告すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる人数について、区長が委嘱する。

- | | |
|-----------|-------|
| 一 学識経験者 | 4人以内 |
| 二 弁護士 | 1人 |
| 三 区民 | 5人以内 |
| 四 各種団体構成員 | 10人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会で検討した結果は、協議会に報告するものとする。

3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に協議会が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課が担当する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は公開とする。ただし、協議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りではない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。